

令和3年第8回弥彦村議会（6月）定例会

議事日程（第3号）

令和3年6月23日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の報告について 弥彦村村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分の報告について 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第13号）
- 日程第 3 承認第 3号 専決処分の報告について 令和2年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 議案第44号 弥彦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第47号 令和3年度弥彦村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第48号 令和3年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第2号）
（以上6案件 総務文教常任委員長報告）
- 日程第 7 議案第45号 弥彦村看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第46号 弥彦村火入れに関する条例の一部を改正する条例
（以上2案件 厚生産業常任委員長報告）
- 日程第 9 議案第49号 令和3年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第50号 令和3年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第51号 弥彦小学校レストラン備品購入契約の締結について
- 日程第12 議員派遣の件について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について
- 日程第14 総務文教常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について
- 日程第15 厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	渡 邊 富 之 さん	2番	古 川 七 郎 さん
3番	那 須 裕 美 子 さん	4番	丸 山 浩 さん
5番	板 倉 恵 一 さん	6番	柏 木 文 男 さん
7番	小 熊 正 さん	9番	本 多 隆 峰 さん
10番	安 達 丈 夫 さん		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	さん	副村長	廣瀬勝利	さん
教育長	林順一	さん	防災監	増田規	さん
総務部長	志田馨	さん	総務課長	伊藤和恵	さん
防災・ 情報対策 課長	浜田禎介	さん	税務課長	小林健仁	さん
住民課長	小出将浩	さん	福祉課長	板爪明博	さん
健康推進 課長	松井裕美子	さん	農業振興 課長	鈴木光英	さん
観光商工 課長	柳川治美	さん	建設企業 課長	丸山栄一	さん
教育課長	富田憲	さん	会計 管理 者	水沢正一	さん
公営競技 事務所長	斎藤雄希	さん			

職務のため出席した者の職氏名

議会事務 局長	高橋信弘	書記	春日史子
------------	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

ただいまから、令和3年第8回弥彦村議会6月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 最初に、日程第1、承認第1号 専決処分の報告について 弥彦村村税条例の一部を改正する条例から、日程第6、議案第48号 令和3年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第2号）までの専決条例改正1案件、専決補正予算2案件、条例改正1案件、補正予算2案件、以上6案件を一括して議題といたします。

以上6案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

それでは、板倉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（板倉恵一さん） おはようございます。

それでは、令和3年第8回6月定例会、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会は、6月定例会において付託された議案を審査するため、去る6月17日、午前10時から議場において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は5名全員であります。

説明のため出席した者、村長、副村長、教育長、防災監、総務部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

冒頭、教育課長から、令和2年度弥彦村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について報告がありました。

本委員会に付託された議案は、専決条例改正1案件、専決補正予算2案件、条例改正1案件、補正予算2案件であります。

委員長開会宣言の後、付託された6案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は連合による審査のため、委員外議員の発言があったことを申し添えます。

付託された専決条例改正1案件についての審査では、質疑、討論ともなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、専決補正予算2案件についての審査では、分散化ネットワーク整備事業について、その内容はとの質疑に、新型コロナウイルス感染症により役場が使用できなくなった場合に備え、役場機能を保持できるネットワーク機能を整備したものの。具体的には、自家発電機能を持つ弥彦体育館と役場を光回線をつなぎ、役場業務が行える環境を整備したもののとの答弁でした。

続いて、条例改正1案件についての審査では、質疑、討論ともなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、補正予算2案件についての審査では、質疑、討論ともなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、付託案件外について、先月の広報6月号に弥彦村役場職員の募集記事が掲載されていた。試験会場は役場となっていたが、市町村人事事務組合指定の会場で一斉に試験を受けるのではなかったのかとの質問に、通常、組合で行っていた試験は、新型コロナウイルス感染症対策の関係で昨年からは役場のほうで実施をしている。今回の試験についても役場で行う予定であるとの答弁でした。

これに関連して、試験では論文作成やグループ討論といった受験者の特性が分かるような方法なども工夫してほしいとの要望がありました。

続いて、美山で建設が予定されている公会堂の場所、坪数、竣工年月日はとの質問に、場所は美山児童公園内、竣工年月日は令和3年10月を予定。延べ面積で124.28㎡であるとの答弁でした。

宝くじ協会から、美山、山崎、川崎集落に対して助成金が出るとあるが、どのような内容かとの質問に、コミュニティ事業助成金については、集落活動に必要な備品や集会施設の整備などに対して行われるもの。今回決まったのは、川崎集落のエアコン、冷蔵庫、給湯器等で150万円、山崎集落のエアコン、テレビ等で160万円、美山集落の公会堂新設に伴う1,500万円であるとの答弁でした。

続いて、入札について、工事予定価格に対して最低限度価格はどのように設定されているのかとの質問に、基本的に、中央公共工事契約制度、国の主な発注機関による運用連絡協議会が作成しているモデルを準用しているとの答弁でした。

続いて、入札時1者のみの参加では、競争という原理から逸脱するのではとの質問に、公告等、公開を行うことで、公平に入札に参加できるといった競争の機会が得られるため、たとえ1者であっても競争は行われていると判断するとの答弁でした。

これに関連して、最低限度価格に一定の率を掛けて最低制限価格を算出しているとのことだが、先般、枝豆選果場の例で、3者のうち2者が最低制限価格を下回り、残りの1者が落札した事例があった。最低制限価格にもう少し幅を利かせることはできないのかとの質問に、弥彦村では5者以上の応札があった場合には、変動型の最低制限価格が採用になることから、そちらで対応で

きるとの答弁でした。

そのほか、村民の近隣市町村における図書館の利用状況、公文書の保存規程について質問がありました。

以上が付託案件外の主な審査内容でした。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に議長に対して継続調査の申入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時間は11時11分でした。

報告は以上であります。

令和3年6月23日、総務文教常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上、報告を終わります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま委員長から審査結果の報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております6案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

これより6案件を専決条例改正、専決補正予算、条例改正、補正予算に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

最初に、日程第1、承認第1号 専決処分報告について 弥彦村村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

承認第1号 条例改正の報告について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、承認第1号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、承認第2号 専決処分の報告について 令和2年度弥彦村一般会計補正予算(第13号)についてを議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(安達丈夫さん) 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(安達丈夫さん) 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

承認第2号の補正予算の報告について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(安達丈夫さん) 起立全員と認めます。

したがって、承認第2号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、承認第3号 専決処分の報告について 令和2年度弥彦村介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(安達丈夫さん) 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(安達丈夫さん) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

承認第3号の補正予算の報告について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(安達丈夫さん) 起立全員と認めます。

したがって、承認第3号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第44号 弥彦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議案第44号 弥彦村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第44号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第47号 令和3年度弥彦村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

古川議員。

○2番（古川七郎さん） 先般も、私、村長に質問というか、させてもらったんですけども、村の一般の水道とかいろいろやる場合は、大体規則があって、あるいはルールがあって、例えば道路をやる場合、1mは1㎡幾ら掘って何かした場合は、10cm掘るのか、30cmあるのか、1mなのかによって、値段が違ってくる。それをルールに基づいて全てやっているの、それは間違いなく、町のほうでルールどおりやっているの、それは私はそのとおりだと思うので、それに対して私は何も言うことはございません。

だがしかし、村以外のいろんな問題で、村にお願いするという場合、どこかの集落というか、何かしらそこらで出た場合、例えば100万円で上がるところを200万円で出しても、そのとおり相手を信用する、これは全く私、ありがたいことで、うれしいというか、非常にお互い信用することはいいいことなんですけれども、誰が見ても100万円で上がると。

だがしかし、200万円で出してくるということは、それはルール上は、役場では一切それは何にも言えないし、ルールどおり書類出してやるのがいいと思うんだけど、それはそれとして私は間違っていない。

また、役場の職員としても、行政の職員としても全くそのとおりなので、100%一つも間違いないんですよ、皆さんの行動していることは。

だがしかし、それが世の中の社会へ出たら、それは通用するかといたら通用しない。そのときに、私は、役場というか、行政の方は、それは言葉を選んでなかなか言いづらいと思うし、言えないと思うんだけど、だがしかし、そういうことが目に見えて誰が見ても分かる。10人と、

あるいは100人出てもそうだとことを分かって、それを通すということは、私はちょっと腑に落ちない。

一言ぐらいは、どうですか、これはちょっとおかしいんじゃないですか、ちょっともう一回検討してくださいとか、やっぱりそういうことを、私はこれからの世の中はしていかないといかんのじゃないかと、このように思っております。

だから、行政の皆さん方に一言も私は悪いとも言っていないし、正しいので、100%。通信簿は、試験でいえば100%なので100点なんですよ。

でも、その100点が、社会へ出たら100点にならない。50点になるかも分からないし、零点になるかもしれない。そういうことを、出した方には少しはやっぱりお話というか、忠告と言うとちょっとおいしいかもしれないけれども、でも、これこれこうじゃないですかということをお話合いか、そういうことを私は、幾ら行政でもこれからは、どこの行政でもそうですけれども、そういうことをやってもらいたいと、このように私はお願いしているんです。

だから、やっていることは、役場の役目だし、行政の皆さんには決して私は一言も責めていないんですよ。100点なんです。100点だけれども、世の中に出たら100点にならない。これが私の今までの、今までじゃないけれども、そういう、私、感覚を持っているんですよ。

だから、それはやっぱり少しでも直すところは直して、お互いに話し合っってもらいたいなど。話合いという言葉はちょっと悪いかもしれないですけども、少しは疑問というか、こうじゃないかとか、あるいは逆に一番安い、物すごく安かったら、それ少し高くていいんじゃないかということもあると思うんですね、逆の方向も。

そういうことを、私は、切に、これからの行政の、弥彦だけじゃないですよ、全ての日本の行政の方に私はお願いしたい。特に弥彦はそういうことを先頭を取ってやってもらいたいなど。

これをもって、質問というか、村長の少しの考え方も教えていただければありがたいなと思って質問させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員、ちょっと待ってください。

今の質問の内容なんですけど、できたら具体的な、どこどこがこのようにしてもらったらと思うとか、そういう具体的な部分がありましたらお願いしたいと思います。

○2番（古川七郎さん） 私は、実際に美山の件でこういう問題に突き当たりました。それを全部、相当、私も調査、全てのことを調査しました。

そうすると、やっぱりちょっとおかしいんだなというところも少しあったので、その点が私は腑に落ちないで、今こうやって、現在は全部解決しました。いろいろな、5か月ぐらいかけてやっと解決しましてけれども、だがしかし、そういう問題もこれから起きちゃ、また困るなと思って、それで私は質問をさせていただきました。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員の言われたのは、申請に対して指導があったほうがいいというような、そういう。

○2番（古川七郎さん） そうです。誰が見ても、例えば、これは100万円なら200万円を出す、極

端な話だけれども、極端に、私は話すのだけれども、10人出てもこれはおかしいなど。私はもう全部調べたら10人なら10人、相当調べた、誰一人、これは正しいという答えが一人ももらえなかったんですよ。これはおかしいと。一人も私の耳に入らなかったんですよ、いろんな人がいっぱい調べてくれたけれども。

そういうところが、一番悪いのは私です、住民が一番悪いんです。役場の方は全然悪くない。住民が一番悪い。そういうふうに出すなんていうことは住民が一番悪いんだけど、それは大変反省しております、それは。住民が100%悪いんです。悪いんだけど、受け取った方も少しは疑問を持ってもらいたいなという、ただそれだけです。

以上でございます。いいですか。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

基本的には、先般のときに総務部長がお答えさせていただいたとおりです。

一応、その集落で責任のある方が持ってこられた案件については、基本的には集落が了承したものとして出したものは対応せざるを得ないと思っています。非常に恣意的にやっては、むしろ駄目だというふうに思っています。

ただ、どうしてもおかしいときには、それは私にそれを言って、私から言う分については、これは構わない。私は一応特別職ですから、それは構いませんけれども、原則は職員が自分の判断でやることについては、これからは先はやってもらいたくないというふうに思っています。

○議長（安達丈夫さん） よろしいですかね。

○2番（古川七郎さん） それは、その原則どおりは全く村長の言うとおりで、我々そう言われると何にも答えを言いようがないんだけど、それは分かります。そのとおりだと思うんだけど、やっぱり人間である以上は、少しは心の通った、そういうものをやってもらいたいなど、ただそれだけのお願いだけです。今後それは起きるのか起きないか分かりませんが、起きなくて行政にお互いに信用してやるのが、一番これはベストですから、それは私も願ってやりたいなど、このように思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議案第47号の補正予算について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求め

ます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 全員起立と認めます。

したがいまして、議案第47号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第48号 令和3年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議案第48号の補正予算について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 全員起立と認めます。

したがいまして、議案第48号は可決することに決定をいたしました。

◎厚生産業常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第7、議案第45号 弥彦村看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例、並びに日程第8、議案第46号 弥彦村火入れに関する条例の一部を改正する条例の2案件を議題といたします。

本案件につきましては、厚生産業常任委員会に審査を願っておりましたので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

柏木厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（柏木文男さん） 令和3年第8回6月定例会、厚生産業常任委員会審査報告。

本委員会は、6月定例会において付託された議案を審査するため、去る6月17日、午前9時から議場において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は5名全員であります。

説明のため出席した者、村長、副村長、総務部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は条例2案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された2案件につきましては提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は連合による審査のため、委員外議員の発言があったことを申し添えます。

最初に、条例2案件についての審査では、火入れに関する条例について、地球温暖化が問題となっている現在、この条例による申請はどのくらいあったのか、また、条例の必要性はどの質疑に、過去5年間において申請はないが、この条例は国の森林法に基づいて制定されていることから、また、条例を廃止した後に万が一火入れが必要となった場合、再度この条例を制定することが可能かどうかといったことを考えると廃止はできないとの答弁でした。

これに関連して、休耕地の荒れた土地を再耕した場合、この条例に基づいて申請すればよいかとの質疑に、申請があった場合、その都度、その土地の地籍が該当するかなど、国・県に確認をしながら措置を取っていききたいとの答弁でした。

その他に質疑、討論もなく、提案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託された条例2案件の審査は終了いたしました。

次に、付託案件外について。

ANAの国際線ビジネスクラスへの伊彌彦米の提供実績と新型コロナウイルス影響前は何食分を見込んでいたのか、また、今後ANAに対して再度働きかけはするのかとの質問に、伊彌彦米の提供は1,200kgを提供した。白米1食分を80gとすると1万5,000食分、100gとすると1万2,000食分であった。当初の目標は9,960kgだったが、新型コロナウイルスの収束後は、引き続き国際線、国内線についても、弥彦村産農産物を利用してもらえるように、積極的な営業活動を続けていきたいと考えているとの答弁でした。

集落等集会施設建設補助金とコミュニティ事業補助金について、集会施設を建設する場合、集落の規模によっては非常に多額の負担になる。今回、村単事業の集会施設建設補助金400万円について、建設費が上昇している昨今の状況に合わせて限度額を見直してはどうか。

また、コミュニティ事業助成金については、補助率5分の3で40%を負担しなくてはならない。せめて、20から%25%の負担率のものがあればと思うがとの質問に、集会施設建設補助金については、ほかにも施設の大規模修繕費用を補助してほしいという要望があり、総合的に補助事業の在り方を検討していきたい。また、コミュニティ事業助成金の補助率5分の3は、ほかと比べても高率であると認識しているとの答弁でした。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業の内容はとの質問に、新型コロナウイルス感染症による影響で失業や収入などに被害を受けた低所得の子育て世帯に対する給付事業で、支給要件として令和3年3月31日時点で、18歳未満の児童、障害児のいる場合は、20歳未満を養育し、令和3年度の住民税均等割が免除された受給者や、令和3年1月以降の家計が急変して、住民税の非課税世帯相当の収入となった受給者に、児童1人当たり5万円を給付する事業である。対象者へは案

内文書やホームページ等で周知しており、広報にも掲載する予定である。児童手当、特別児童扶養手当受給者は、7月中旬に口座振込を予定している。

高校生のみを養育している受給者や、家計が急変した受給者については申請が必要となり、申請期限は令和4年2月28日までで、対象者は40人ぐらいを見込んでいるとの答弁でした。

弥彦公園の小屋解体工事について、現在小屋に入っていた各種道具類の今後の保管場所はどの質問に、現在解体する小屋にはほぼ入っていない状態で、他に小屋が2つあり、そちらに移す予定であるとの答弁でした。

消雪パイプ用の井戸の枯渇状況は、またその改善策はどの質問に、この冬期間に1か所水量が不足した井戸があった。水量の多い井戸の消雪パイプが近くにあるため、そこと消雪パイプをつなぐことで水不足の改善をしたいとの答弁でした。

これに関連して、住民の希望としては消雪パイプを増やしてほしいが、水が出なくなることもあるので、除雪機械による除雪を増やす方向に転換していかないといけないのではどの質問に、除雪機械に関して建設業者などオペレーターの担い手不足の問題がある。その問題を解決していかないと、単に除雪機械を増やすという訳にはいかない状態であるとの答弁でした。

この答弁に対して、職員運転による除雪車での除雪も方法の一つであるが、業務委託による除雪も含め除雪体制の充実を図ってほしいとの要望がありました。

以上が付託案件外の審査内容でした。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に、議長に対して継続審査の申入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時刻は午前9時46分でした。

報告は以上であります。

令和3年6月23日、厚生産業常任委員長、柏木文男。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま委員長から審査結果の報告がありました。他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

これより条例2案件を順に採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

最初に、日程第7、議案第45号 弥彦村看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例について、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議案第45号の条例改正について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第45号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第46号 弥彦村火入れに関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議案第46号の条例改正について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第46号は可決することに決定をいたしました。

◎議案第49号～議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第9、議案第49号 令和3年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）から日程第11、議案第51号 弥彦小学校レストラン備品購入契約の締結についてまでの追加3議案を議題といたします。

それでは、提案者からの説明をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） それでは、令和3年、第8回弥彦村議会6月定例会に追加提案いたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第49号 令和3年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出の総額42億1,518万4,000円に歳入歳出それぞれ2億円を追加し、総額を44億1,518万4,000円とするものであります。

議案第50号 令和3年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の総額211億円に歳入歳出それぞれ2億円を追加し、総額を213億円とするものであります。

議案第49号及び議案第50号につきましては、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業に係る経費について、競輪事業特別会計より繰入れをお願いするものであります。

議案第51号 弥彦小学校レストラン備品購入契約の締結につきましては、去る6月18日に指名競争入札を行い落札いたしました、株式会社佐藤米吉商店と備品購入契約を締結するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

お諮りいたします。ただいま追加の3議案については委員会付託を省略し、本日採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、本3案件は委員会付託を省略し、本日採決することに決定をいたしました。

初めに、日程第9、議案第49号 令和3年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 1つだけお願いします。

先般、補正予算（第2号）で予防費の関係の報償費であります、その中では医師報酬、看護報酬、そして薬剤師の報酬、そして協力員の報酬がありました。今回見ておきますと、医師、看護師、薬剤師の報酬はあるんですけども、協力員の報酬が抜けております。これについてどういう中で抜けて計上しなかったのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 答弁、総務部長。

○総務部長（志田 馨さん） 今回、64歳以下の予防接種、一般接種につきましては、高齢者に比べて案内人の方の人数が少なくて済むということで、役場職員で、今、全部のほうを対応したいというふうに考えてございます。なので、今回、協力員の報酬は一応計上はしなかったということになりますけれども、しかし業務の関係で、例えば1人とか2人とか協力員の方をお願いする

場合があるかもしれませんが、そうした場合は、また少し流用なり補正をお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 説明ありがとうございます。

やはり、ちょっと心配だったのが、どうやってやるのかなという形がありました。職員は前回に続きまして、また今回もやるということで、大変業務に支障が出るかなというのがちょっと心配されますが、是非とも頑張ってやってもらいたいと思います。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第49号補正予算について、提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第49号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第50号 令和3年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第1号）について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号補正予算について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第50号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第51号 弥彦小学校レストラン備品購入契約の締結について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 5番。

今回の競争入札なんですが、契約の方法が指名競争入札となっております。私的に考えると、レストランの備品購入でなぜに指名競争入札なのかと、その辺がお聞きしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田 憲さん） ただいまのご質問に答えさせていただきます。

今回、こちらの弥彦小学校のレストランの備品購入なんですけれども、内容としましては、テーブル、丸椅子、昇降式テーブルや配膳台といった内容となっております。

夏休み期間中に終わらせたいものでしたので、告示から時間を要する一般公募する入札よりも、納品にもともと信頼がある指名業者を指名して入札をいたします指名競争入札のほうを担当課としては選択、希望させていただきました。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 続いて、補足説明。

総務部長。

○総務部長（志田 馨さん） 先ほどの柏木議員に関する質問の中で、私のほうで答弁の不足がありましたので、ちょっと追加でご答弁をさせていただきたいと思っております。

今回、この一般接種にあっては、村民の方と職域関係の方を接種いたします。職域関係の方にあっては、その案内人等については、その職場から、受ける方からも案内人をお願いするというような、いわゆる村長のおっしゃるように、弥彦方式という形で接種をしたいと考えておりますので、協力員の報酬は今回計上しなかったということもあります。

大変、答弁が漏れて申し訳ございませんでした。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） そのレストランの指名競争入札の関係なんですが、今ほど課長のほうは、時間がない中で、これを指名競争入札にしたということなんですが、これを、備品購入するのは今日決めてあした入札という訳には、私は、いかないというふうに思います。そういう中では、時間は、恐らく、たっぷりとは言わないにしても、時間はある程度取れるのではないのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田 憲さん） 板倉議員おっしゃるとおり、全く、今日、明日のものではないので、性急にという訳ではないんですけれども、やはりいろいろと学校と協議しながら、どういったものをどれだけというのを協議していく中で、夏休み前に、夏休み中に納入の必要性があったこと、また、こういった商品は受注生産ということもありまして、発注してから納期までに時間を要す

るということから、今回、公募よりも、もともと納入実績のある業者のほうを指名させていただきました。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） よろしいですかね。

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第51号、契約の締結について、提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第51号は可決することに決定をいたしました。

それから、競輪特別委員会につきましては、付託案件がありませんでしたので、委員会報告を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

◎議員派遣の件について

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第12、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたします。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第13、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから、日程第15、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまでの以上3案件を一括して議題といたします。

このことについては、議会運営委員長及び各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなさ

れております。

お諮りいたします。議会運営委員長並びに各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって6月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 今6月定例会に上程させていただきました議案につきまして、全議員賛成の上でご承認賜りまして、ありがとうございます。また、今日追加提案させていただきました新型コロナウイルス感染症の接種事業の2億円につきましても、ご承認賜りましてありがとうございます。

この予算を頂きまして、今週の金曜日から一般の人たち、64歳以下の人たちを職域接種という枠で接種をさせていただきます。職域接種ですので、行政の枠にとらわれない接種ができることで、村民の方以外にも接種いただくことになりました。本当にありがとうございます。

残るのは18歳以下の子供たちでございますけれども、これにつきましては、18歳以上につき、高校生につきましては、従来どおり集団接種、8月下旬、お盆明けからできるだけ早い期間に済ませたいというふうに思っております。

ただ、それ以外の義務教育課程にいるお子さんたち、子供たちにつきましては、これは文部科学省の所管でございますので、全面的に教育委員会に接種するか否か、あるいは個人接種か集団接種するか否かにつきましては、全て教育委員会にお願いするところでございます。

ただし、執行部としましては、教育委員会から要請があれば全面的な協力をいたすことはもちろんでございます。それによって、9月中か10月中ぐらいには、全部弥彦村の村民の皆さんに、ワクチン接種を希望する方でありませけれども、終了するというふうに思っております。本当にありがとうございました。

それから、25日以降については、また集団接種をやりますので、高齢者と違いまして非常にきめ細かくないです。したがって、会場が混乱することが予想されますので、これについては常時会場の現状の場面を、ネットで見ることが可能になりました。もう既に設置作業も終わりましたので、そういうふうな対応もして混乱を避けたいと思います。細かいことですが、あとは副村長のほうにお聞きいただければ結構でございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

本当に今回はありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（安達丈夫さん） 最後に、議長からご挨拶を申し上げます。

皆様のご協力によりまして、滞りなく6月定例会を終了することができました。心から感謝を申し上げます。

本定例会は、報告2件、条例4件、補正予算6件、契約の締結1件の計13案件、全議案とも全会一致で村長提案のとおり決定をいたしました。

一般質問では7名の方から、村の重点施策に関わるウイルス感染対策の質問や、今後の事業の発展に係る質問等がございました。村民の安全・安心や、弥彦村発展につながるところでございます。

ウイルス感染予防のワクチン接種について、弥彦村では他の自治体よりもいち早く取り組んでいただき、65歳以上の方々への接種は他の市町村より早く完了して、65歳未満の方々への接種が始まろうとしています。このことは、小林村長をはじめ、村職員及び医療関係者、そのほかたくさんの方々のスタッフの方々によるご尽力をいただいたおかげと思っております。改めて深く感謝を申し上げます。

ワクチン接種関係者、スタッフの皆さん、大変お疲れのことと思いますが、もう少し力をお貸しいただき、安全で安心できる村づくりにご協力をお願いいたします。まだ感染予防対策のマスク着用など3密回避は続くかと思いますが、一日も早く以前のようなコミュニケーションが取れますよう期待をしております。

議員各位におかれましては、今後も村民の生活安定と村の発展のためにご尽力くださいますようお願いをいたします。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、令和3年度第8回弥彦村議会6月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 安 達 丈 夫

署 名 議 員 那 須 裕 美 子

署 名 議 員 丸 山 浩